



# 1月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

## 01

### ショートメッセージサービス(SMS)による市からのお知らせ・連絡を行います

スマートフォンなどに、市からのお知らせや連絡事項をショートメッセージサービス(SMS)を使用して送信するシステムを導入しました。

送信元番号は各所属の電話番号、例えば「0848676195」などです。ただし、ソフトバンク回線の携帯電話の場合は「247296」と表示されます。また一部機種では表示が異なる場合があります。



#### ●SMSを利用した詐欺に注意！

「動画視聴の未払いがある」「有料サイトの使用料を支払え」などの言葉は架空料金請求詐欺の常套句です。「現金を送れ」「電子マネーを買え」などの案内は相手にしない、メッセージに記載された連絡先をインターネットで検索するなど、正しい情報がどうかを確認してください。判断が難しい場合は、最寄りの警察などに相談を！

☎ デジタル化戦略課

(TEL) 0848-67-6010 (FAX) 0848-64-4985

## 02

### 産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます

子育て世帯の負担軽減・次世代育成支援の観点から、国民健康保険税の所得割と均等割が免除される制度が令和6年1月から始まります。

#### 【免除期間】

単胎妊娠＝出産月(予定を含む)の前月から4カ月相当分

多胎妊娠＝出産月(予定を含む)の3カ月前から6カ月相当分

☎ 国民健康保険加入者で出産予定月(または出産月)が令和5年11月以降の人

※妊娠85日以上(分娩)の死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)が対象です。

※令和6年1月分以降の税が免除の対象です。

☎ 出産予定日の6カ月前から届出書(市HPに用意)と母子健康手帳などの写しを市民課、または各支所へ



↑市HP

☎ 制度について:保険医療課(TEL 0848-67-6050)、保険税について:市民税課(TEL 0848-67-6030)

## 03

### 国民健康保険に加入している皆さんへ医療費の通知や還付に関するお知らせ

●医療費と介護保険サービス費の合計が高額になったときは還付される場合があります

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。

【対象期間】令和4年8月1日～令和5年7月31日

☎ 令和5年7月末時点で国保に加入している人

※対象世帯には、令和6年2～3月ごろに案内文書を送付します。

※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になる場合があります。詳しくは保険医療課へ問い合わせてください。

☎ 保険医療課(TEL 0848-67-6050)(FAX 0848-64-2130)

●国保を使って支払った医療費の金額をお知らせします

#### 医療費通知のお届け時期

お知らせする医療費の対象月	お届け時期
令和5年1月～10月受診分の医療費	令和6年2月上旬
令和5年11月・12月受診分の医療費	令和6年3月上旬

※令和5年11月・12月受診分の医療費通知が届く前に、確定申告で医療費控除を行う場合は、領収書などを利用してください。